

南幌町議会基本条例

(前文)

南幌町議会（以下「議会」という。）として、地方自治体議会のほぼ半数で議会基本条例が制定されている中、議会として南幌町議会議員（以下「議員」という。）の成り手不足や高齢化を鑑み、町の将来を見据えて議会の役割を明記し、町民から負託された期待に応えるため、本条例を制定するものである。

議会は、南幌町長（以下「町長」という。）とともに、二つの代表機関が異なる特性を活かして、南幌町民（以下「町民」という。）の意思の反映と持続可能な町民福祉を遂行する責務を負っている。

地方分権時代により、地方自治体の役割と自己決定の範囲責任が拡大し、町民の行政需要が増大する中で、議会は議会活動に関する様々な情報を積極的に発信し、これを町民と共有し、ともに多くの町民の町政への参画を推進することにより、町民により身近で開かれた議論の場としての役割の強化及び充実に努めなければならない。

町民から直接選挙で選ばれた議員による合議制の機関であり、二元代表制の一翼である議会は、行政の監視機関、意思決定機関及び立法機関としての責任と役割を果たすことが使命である。

議会の使命を達成するために、議会及び議員の活動原則をこの条例に定め、最良の意思決定を行うことにより、町民生活の安全・安心と町民福祉の向上に努めるものである。

あわせて、公正性と透明性の確保と議会で審議された取り組みの流れを明記して残し、情報の公開、政策活動等への多様な町民参加の推進、議員間の積極的な自由討議の展開、町長等執行機関との緊張感の維持、議員の資質の向上及び議会活動を支える体制の整備等を定めることにより、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会及び町民に身近な信頼される議会を目指し、町民との協働のもと、まちづくりを推進するものである。

ここに、議会は、町民から負託された期待に応えるため、自ら議会改革を推し進め、議会の機能をさらに高めていくことを決意し、豊かなまちづくりと町民福祉の向上のため、不断の努力を続ける。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員が担うべき基本的事項を定め、議会の活性化を図り、町民の負託に応えられる議会の実現を目指すことを目的とする。

第2章 議会・議員の活動原則、政治倫理

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例をふまえて別に定める南幌町議会会議規則（平成14年議会規則第1号）の内容を継続的に見直すものとする。

3 議長は、別に定める南幌町議会傍聴規則（昭和57年議会規則第1号）に定める町民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料等を提供するなど、町民の傍聴の意欲を高める議会運営に努める。

4 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開の時刻を傍聴者に説明するよう努める。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、町民の信託に応える活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

(議員の政治倫理)

第4条 議会は、南幌町議会議員政治倫理条例（平成25年南幌町条例第23号）に基づき、議員は、二元代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者及び特別職に属する地方公務員としての倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使しない。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、議会主催の一般会議を設置するなど、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会

の活動に参加できるような措置を講じるものとする。

- 3 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。
- 6 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。
- 7 議会は、必要と認めるとき、町民及び関係団体から議会運営等に関する要望、提言その他の意見を聴取し、議会運営に反映させることができる。
- 8 議会は、前7項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員の出席のもとに町民に対する議会報告懇談会を議会が設定する日のほか、町民の要望に応え開催し、議会の説明責任を果たすとともに、これらの事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

第4章 町長と議会の関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第6条 議会と町長は、それぞれの特性を活かし、相互の緊張関係を保ちながら、政策をめぐる論点・争点を明確にする議論を深め、よりよい意思決定を導くように努める。

- 2 議会及び議員は、一般質問において一問一答方式を実施することによって、論点・争点を明確にし、町民に分かりやすい質問となるよう努める。
- 3 議長から本会議、常任委員会及び特別委員会等への出席を要請された町長その他の執行機関の長並びに副町長及び教育長は、議員の質疑及び質問に対して、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(議会への重要政策等の説明)

第7条 議会は、町長が提案する重要な政策等について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、町長に対し、次に掲げる事項を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策提案の根拠
- (2) 提案に至るまでに検討した他の政策の是非を含めたその経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 町民参加の実施の有無とその内容

- (5) 総合計画との整合性
 - (6) 関係法令、条例等
 - (7) 財源措置
 - (8) 将来にわたるコスト計算と政策効果
- 2 議会は、前項に掲げる政策等の提案を審議するに当たって、立案及び執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算及び決算における説明資料の作成)

第8条 議会は、予算及び決算を審議するに当たっては、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料の作成を町長に求めるものとする。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第9条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に運営する。

- 2 議会は、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める。
- 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努める。

(委員会の活動)

第10条 議会は、委員会の運営に当たって、議案等の審査及びその所管に属する事務調査の充実を図り、それぞれの設置目的に応じた役割を果たすよう活動を行う。

- 2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員会で議論を尽くす中で報告書を作成し、報告に当たっては、論点・争点等を明確にして、質疑に対する答弁を行う。

(開かれた活動的な議会の推進)

第11条 議会は、町政の諸課題に柔軟かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適正な運営と連携により機動力を高め、開かれた活動的な議会を推進する。

(提言者組織の設置)

第12条 議会は、町民参加と町民意見等の反映を図り、開かれた議会及び民主的な議会運営等を推進する。

- 2 前項に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第13条 政務活動費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める南幌町議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年南幌町条例第28号)に基づき議員個人に対して交付するものとし、調査研究を実施する場合は、議長に対して届出書を提出するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決事項である予算に依拠することから、町民等から疑義が生じないように、議長に対して証票類を添付した報告書を提出するとともに、証拠書類等を公開することにより透明性を確保するものとする。

第7章 議会改革の推進

(交流及び連携の推進)

第14条 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うために、他の自治体議会との交流及び連携を推進するものとする。

第8章 議会・議会事務局の体制整備

(提言者の協力)

第15条 議会及び議会事務局は、広く英知を結集して活動をするため、町内外から自主的な提言者を募り、その協力を得ることができる。

2 提言者の氏名は公開し、その協力活動は原則として無償とする。

3 前2項のほか、提言者に関する必要な事項は、議長が別に定める。

(議会図書室の設置、公開)

第16条 議会は、議会図書室を設置するとともに、これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。

(議員研修の充実強化)

第18条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

(議会広報の充実)

第19条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達をふまえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の身分・待遇

(議員定数)

第20条 議員定数は、町政の現状と課題、将来予測等を十分に考慮し、議会の審議能力と町民意思の適正な反映を確保するなど、総合的な観点から、南幌町議会議員の定数を定める条例(平成14年南幌町条例第30号)で定めるものとする。

(議員報酬)

第21条 議員報酬は、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来予測等を踏まえ、町政における議員の活動、役割、責務等を十分に考慮し、南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成4年南幌町条例第1号)で定めるものとする。

第10章 議会で行き組む危機管理

(危機管理)

第22条 議会は、災害等の緊急の事態から町民の生命、身体及び財産並びに生活の平穩を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、災害等の不測の事態に備え、議員による協議または調整を行うための組織を設置する。

3 議会は、災害等の不測の事態が発生した時は、その状況を調査し町民の意見等を的確に把握するとともに、必要に応じ町長に対し、提案等を行うものとする。

4 議員は、災害等の不測の事態が発生した時は、次のとおり対応するものとする。

(1) 連絡体制を確立するため、議長へ自らの安否と所在を連絡する。

(2) 地域における町民の安全の確保、避難所への誘導または避難所に対する支援を行うなど、地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努める。

(3) 地域における被災状況、町民の要望等の情報収集に努め、必要に応じ議長に報告する。

第11章 最高規範性及び見直し

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を順守し、議会を運営しなければならない。

3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとする。

(見直し)

第24条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを委員会等において検証し、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。